



陳情30第 7号

写

最低賃金の改善についての陳情

【陳情理由】

最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」において、引上げの意向が示されるとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」においても「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。」との目標が掲げられている。
最低賃金の引上げは、全労働者の

4割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、デフレからの脱却を図り持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。アイデム人と仕事研究所の調査によれば、平成28年度の神奈川における最低賃金改定影響率は35.8%となっている。また、平成31年度10月に予定されている消費税率の引上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも物価上昇と消費税率の引上げ分を考慮した最低賃金の引上げが必要である。

現在の神奈川県最低賃金は、時間額で956円となっているが、依然として最低賃金法の目的からすれば十分な水準とは言えません。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。地域別最低賃金の最高額と最低額では、時間額にして221円もの差が生じています。地域別最低賃金の水準が未だ800円に満たない県が32にのぼり、地域別最低賃金が低位な地方においては、働き手流出の一因にもなっています。

【陳情項目】最低賃金法の趣旨を踏まえ、次の事項を内容とする意見書を国に提出するよう陳情致します。

1. 神奈川県の最低賃金は、憲法^{第二}25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条及び9条^{第三}3項を踏まえ、^{第一}直ちに1,000円以上に引上げること。
2. 全国一律最低賃金制度を確立するため、検討を始めること。
3. 労働人口の県外流出に歯止めをかけることを踏まえ、地域間格差を縮小させるための施策を進めるここと。
4. 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引上げが確実に行われるよう、支援策等を強化し、環境を整備すること。

2018(平成30)年6月4日

住所 藤沢市藤沢2-1-3 湘南商工会館内

氏名 湘南地域労働組合総連合

議長 澤口 勇



藤沢市議会議長

松下 賢一郎 様